企業立地支援措置のあらまし

目　　次

制　度　名	頁
１．色麻町企業立地促進奨励金	１
２．復興特区優遇措置	１
３．みやぎ企業立地奨励金（投下固定資産奨励金）	１
４．融資制度（宮城県独自の制度）	２
お問い合わせ先	３

～ オーダーメイドで企業立地 ！ ～

宮 城 県 色 麻 町

１．色麻町企業立地促進奨励金

目的	色麻町内に工場等を設置する企業に対し奨励措置を講ずることにより企業立地を促進し、産業振興と雇用機会の拡大を図ります。
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業
対象要件	次のすべての要件を満たす企業が対象となります。 ①工場等を新設または工場再活用（空き工場活用による企業立地） ②投下固定資産額（土地を除く）が3，000万円以上 ③新規常時雇用者数が10人以上
奨励措置	①企業立地促進奨励金　金額／固定資産税額の範囲内　期間／3年以内 ②雇用促進奨励金　金額／雇用者1人当たり30万円（ただし、新規常時雇用者のうち一年以上本町に住所を有するものに限る）期間／一年限り
お問い合せ	色麻町役場　企画情報課

２．復興特区優遇措置

（1）復興特区法に基づく「復興特区(ものづくり産業版)においてさだめられた復興産業集積区域において、集積を目指す業種の工場等を新・増設する場合

対象業種	①自動車関連産業　②高度電子機械産業　③食品関連産業　④木材関連産業 ⑤医療・健康関連産業　⑥クリーンエネルギー関連産業　⑦航空宇宙関連産業 ⑧船舶関連産業製造業
固定資産税の免除	固定資産税額の免除　適用期間　5年間
お問い合せ	色麻町役場　企画情報課、税務課

３．みやぎ企業立地奨励金（投下固定資産奨励金）

（1）復興特区法に基づく「復興特区(ものづくり産業版)においてさだめられた復興産業集積区域において、集積を目指す業種の工場等（製造業に係る工場もしくは研究所に限る）を新設する場合

区　　分 （投下固定資産額及び新規雇用者数）	奨励金交付率	交付限度額 （投下固定資産額×奨励金交付率）
ア.投下固定資産額が100億円以上で、かつ、新規雇用者数が300人以上のもの	投下固定資産額×20%	60億円
イ.投下固定資産額が50億円以上で、かつ、新規雇用者数が100人以上のもの	投下固定資産額×20%	20億円
ウ.投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×14%	10億円
エ.投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が20人以上のもの	投下固定資産額×10%	5億円
オ.新規雇用者数が3人以上のもの	投下固定資産額×6%	3億円

（2）工場等（製造業に係る工場もしくは研究所に限る）を増設する場合

区　　分 （投下固定資産額及び新規雇用者数）	奨励金交付率	交付限度額 （投下固定資産額×奨励金交付率）
カ.投下固定資産額が50億円以上で、かつ、新規雇用者数が100人以上のもの	投下固定資産額×10%	5億円
キ.投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×7%	3億円
ク.投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が20人以上のもの	投下固定資産額×5%	2億円
ケ.投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が3人以上のもの	投下固定資産額×3%	1億円

（3）道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業又は小売業に係る物流拠点施設を新設又は増設する場合

区　　分 （投下固定資産額及び新規雇用者数）	奨励金交付率	交付限度額 （投下固定資産額×奨励金交付率）
投下固定資産額が20億円以上で、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	投下固定資産額×3%	3億円
投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新規雇用者数が10人以上のもの	投下固定資産額×1.5%	1億円

※1　奨励金制度の利用には、着手30日前までの申請が必要です。まずはお早めにご相談ください。
※2　奨励金の交付対象となるためには、「投下固定資産額」と「新規雇用者数」双方の条件を満たすことが必要です。
※3　「投下固定資産額」とは、取得価格ではなく、原則として新たに取得した固定資産(土地を除く)及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を指します。また、建物や償却資産等の賃借料の一部も算定に含みます。

お問い合せ	宮城県　経済商工観光部　産業立地推進課

４．融資制度（宮城県独自の制度）

制度の名称	融資対象	融資要件	利率	融資期間	融資限度額
工業立地促進資金融資制度	用地取得費	工場適地、農工団地等、工業振興等適合する立地場所であること	1.50%	15年以内（うち据え置き期間2年以内）	5億円(特例10億円)用地取得費の80%以内
企業立地資金貸付制度	・工場等の建設費 ・機械設備の取得費	原則として中小企業新規雇用者5人以上(うち2割以上は発電用施設周辺地域の住民を含むこと)	1.50%	15年以内（うち据え置き期間2年以内）	5億円(特例10億円)設備等取得費の80%以内

※　取扱銀行等は、県内に本店又は、支店を有する銀行、信託銀行及び商工組合中央宇金庫です。

お問い合せ	宮城県　経済商工観光部　産業立地推進課

奨励金や優遇税制の制度の適用にあたっては様々な要件があり、内容が変更になることもあります。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

お 問 い 合 わ せ 先

■ 色麻町役場 企画情報課

〒981-4122　宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地41
TEL 0229-65-2127（内線121）　FAX 0229-65-2685
E-mail:kikaku@town.shikma.miyagi.jp
HPアドレス：http://www.town.shikama.miyagi.jp/

■ 宮　城　県

●　経済商工観光部 産業立地推進課

〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
TEL 022-211-2732　FAX 022-211-2739
E-mail:invest@pref.miyagi.jp
HPアドレス：http://www.pref.miyagi.jp/sanritu/

●　総務部 税務課（企画班、課税班）

〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
TEL 022-211-2323　FAX 022-211-2396
E-mail:zeimu@pref.miyagi.jp
HPアドレス：http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/